

**Race to the Top**  
**政策に関する論点の提示**

武田 直己

**Presenting the Research Issues in Race to the Top**

TAKEDA Naomi

教育論叢 第59号抜刷  
2016年3月

## Race to the Top 政策に関する論点の提示

武田直己

### はじめに

アメリカでは、2001年にジョージ・W.ブッシュ政権下で「どの子ども置き去りにしない法(No Child Left Behind Act of 2001)」(以下、「NCLB法」とする)が可決され、2002年に成立した。同法は、①全ての州は第3-8学年の全ての生徒に読解と数学のテストを毎年実施すること、②2014年までに全ての生徒が「習熟(proficiency)」レベルに到達すること、③各州は学区・学校が毎年の到達目標をどの程度満たしているかを「適性年次進捗度(adequate yearly progress)」(以下、「AYP」)を基準に判断し、満たせていない学校には段階的に制裁を課すことなどを定めたものである。これは、現在のアメリカのテストとアカウンタビリティ制度の基本的枠組みを形成し、連邦法によって州や学区の教育に連邦が多大な影響を及ぼすようになったという点で、教育のローカル・コントロールを重視するアメリカの教育の在り方において非常に大きな転換を促すものであった<sup>1</sup>。

さらにオバマ政権では、期限の切れたNCLB法に代わって、その趣旨を引き継いだ「頂点への競争(Race to the Top)政策(以下、「RTTT政策」とする)が展開されている。これに関しては、NCLB法自体に対してテスト至上主義や困難を抱える子どもの落ちこぼしなど批判が多くあった<sup>2</sup>にもかかわらず、なぜその趣旨を引き継ぐ政策が形成されたのか、政策の中身や影響はどうか、近年の連邦教育政策で一貫して目指されていることは何か、など追究すべき課題は多いといえる。

ここで、NCLB法に関しては膨大な先行研究が存在するが、RTTT政策については、まだ政策として進められて数年ということもあり、多くはRTTT政策の個別の観点についてどう考えるかということ論じたものに終始している。そこで、本稿ではNCLB法とRTTT政策の関連についても意識をしつつ、特にRTTT政策に焦点化し、現状の研究を広く押さえ、どのような観点から研究がなされているのかを分類・整理する。そして、RTTT政策を捉える上での視点を整理し、研究を体系化することを試みる。具体的には、まず、連邦教育省が出している報告を主な素材として、政策がどのようにして打ち出され、展開しているのかを整理する。次に、RTTT政策の影響について検討している先行研究を対象にして、それらを分析視点ごとに分けた上で内容を整理する。RTTT政策について、全米規模の動向に着目し、政策全般に対して広く論じているJoeの指摘から基本的視点を押さえ、主に、公教育制度レベルで論じているRavitchと個別学校レベルで論じているHarryらの研究を取り上げる。それらを踏まえて最後に、これまでの研究で捉えられるようになったRTTT政策の側面を整理し、先行研究同士の位置づけを確認するとともに、先行研究では明らかにしきれていない論点を指摘することで、RTTT政策に関する研究をすすめる上での今後の課題を析出する。

## 1. RTTT 政策の展開

### (1) RTTT 政策の形成と展開

2009年2月17日、オバマ大統領の署名によって「アメリカ再生・再投資法 (American Recovery and Reinvestment Act of 2009)」(以下、「ARRA」とする)が成立した。これは2008年のリーマン・ショックに対応するための、経済の活性化、雇用創出、そして教育を含めた重要部門への投資を目的とした歴史的な法であるとされた。また、ARRAは教育改革の根底を成すものであるとされ、ARRAによって、43億5000万ドルがRTTT政策資金として割り当てられ、成果を上げた州を優先的に支援する競争的補助金に基づいたRTTT政策が実行に移されることとなった<sup>3</sup>。

RTTT政策では、連邦補助金を望む州にRTTTの重点である4項目、①スタンダードと評価システム、②教員政策、③学力向上・アカウンタビリティ、④ターン・アラウンド<sup>4</sup>について改革案を出すことを要求し、ピアレビュー審査の後、連邦教育省での最終候補面接を受けることとした。

各州は上記4項目に基づき、事前に公表された6項目(表1)に基づき採点された。審査は計3回行われ、第1回と第2回を合わせて11州とワシントンD.C.が補助金を獲得し、第3回審査に関してはARRAのRTTT政策関連予算の残りについて、第二回審査で補助金獲得ができなかった州のみを対象として行われ、7州が採用されたがその補助金額は非常に小さくなっている(図1)。

補助金を受給した州には、視察や調査、毎年の成果報告によるレビューが求められた。特に「RTTT年次成果報告 (The Race to the Top Annual Performance Report (APR))」では、RTTT申請時に設定した年次ごとの目標の達成にどれほど近づけたのかを報告しなくてはならないとされ、これに従って報告することはRTTT政策においてアカウンタビリティを果たす方策の一つであるとされた<sup>5</sup>。

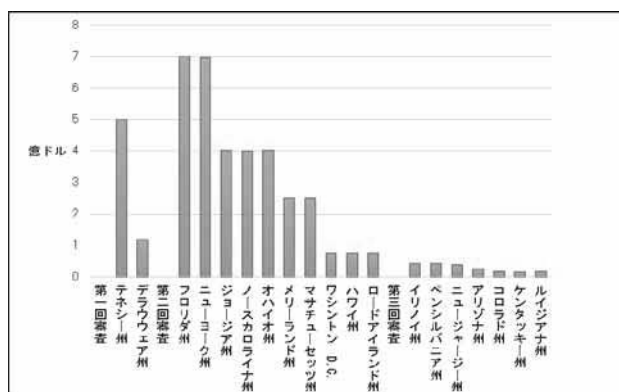
表1 RTTTの選考基準 (Selection Criteria) とその配点

大項目	中項目	点
A. 州の遂行要素 (125点)	1. ARRAの改革項目と関連づけられた州の教育改革行動計画と、その計画への学区の参画	65
	2. 申請計画の実施と規模拡大そして持続のための、強力で全州的な能力(capacity)の構築	30
	3. 児童生徒の到達度の向上と学力格差の是正に関する過去の重要な進捗の例示	30
B. スタンダードとアセスメント (70点)	1. 共通スタンダードの開発と採用	40
	2. 共通で質の高いアセスメントの開発と実施	10
	3. 質の高いスタンダードとアセスメントへの移行支援	20
C. 教育支援のためのデータシステム (47点)	1. 州規模の長期的データシステムの完全実施	24
	2. 州データへのアクセスと利用	5
	3. 学校教育の改善のための州データの利用	18
D. 優れた教員と管理職	1. 意欲的な教員と校長になるための質の高い経路の供給	21

(138点)	2. 成果にもとづく教員と校長の効果の改善	58
	3. 効果的な教員と校長の公正な配分の保障	25
	4. 教員と校長の養成プログラムにおける効果の改善	14
	5. 教員と校長への効果的な支援の供給	20
	E. 学力不振校のター ン・アラウンド (50点)	1. 学力不振校(lowest-achieving schools:成績下位5%と卒業率60%以下の学校)と学区への介入
	2. 学力不振校のターン・アラウンド	40
F. 一般・科学教育 (55点)	1. 教育資金調達優先化	10
	2. 高い学業成績をあげるチャーター・スクールやその他の革新的な学校への成功可能状況の保障	40
	3. その他の重要な改革状況の例示	5
その他	「科学、先端テクノロジー、技術領域、数学」(STEM)の強調	15

出典：北野秋男・吉良直・大桃敏行編（2012）『アメリカ教育改革の最前線—頂点への競争—』学術出版会、58頁から抜粋。

図1 各州のRTTT補助金受給額



出典：U.S. Department of Education (2013) Awards—Race to the Top Fund <<http://www2.ed.gov/programs/racetothetop/awards.html#awards>> (2015/11/30 閲覧) をもとに筆者作成。

このような過程を経て展開された RTTT 政策だが、その州・学校での実施状況について、アメリカ教育省の機関である National Center for Education Evaluation and Regional Assistance が 2012 年度までの各州の動向について調査し、2015 年に報告書を出している<sup>6</sup>。これは全米規模での初めての調査であり、テキサス州以外の全州に聞き取りを行い、比較手法を用いて、補助金を受けた州や学校が実際にプログラムによって推奨された方策

や実践を行っているのか、その方策や実践の実施状況は補助金を受けていない州・学校と受けている州・学校の間で差があるのかということを示した。この調査では、各州を、①第 1、2 回審査で採用された州（前期 RTTT 州）、②第 3 回審査で採用された州（後期 RTTT 州）、③補助金を受けていない州（non-RTTT 州）の 3 つに分類して比較を行っている。

調査の結論は大きく 4 点である。一つ目は、2012 年段階で、前期 RTTT 州は non-RTTT 州に比べ、RTTT の 6 つの領域（表 2 参照）のうち 5 つ（学力不振校のターン・アラウンド以外）において、RTTT が促進する方策と実践の実施率が高いということである。二つ目は、2012 年段階で、後期 RTTT 州は non-RTTT 州に比べ、RTTT の 6 つの領域のうち 1 つ（教員と校長の資格や評価のみ）において、RTTT が促進する方策と実践の実施率が高いということである。三つ目は、全て

の州において「州の機能」や「データシステム」が最も実施率が高く（平均 66-68%）、「教員や校長の資格・評価」項目が最も低い（平均 24%）ということである。四つ目は、前後期 RTTT 州と non-RTTT 州間で、英語学習者向けの方策や実践に関する実施状況の差はないということである。

この調査により、RTTT 政策の補助金を受給している州、特に前期 RTTT 州に関しては、RTTT 補助金受給申請時に焦点となった 6 つの分野のほとんどが、実際の州や学校においても実施される傾向にあるということが明らかとなった<sup>7</sup>。

## (2) 現状における RTTT 政策の成果

補助金受給による州の改善努力は 2014 年の 9 月に終えたハワイを除いて、2015 年夏に全て完了した。それを受けてアメリカ教育省は、第 1 回・第 2 回審査によって受給をした州の成果報告にもとづいて、上述の審査項目（表 2）に沿って最終報告を出した<sup>8</sup>。

そこでの成果として、第一に、州の遂行要素に関しては、a) 州教育機関が、従来の監督者という役割を転じ、変化の主導者として教授・学習の改善において包括的で体系的な変化を促した、b) 州がより協働的に学区に働きかけ、ローカルなニーズに応える形で学区や学校を効果的に支援できるよう機能を向上させた、c) 州は利害関係者とのコミュニケーションを円滑化させ、様々な手段で教員・保護者・スクールリーダー・利害関係者・大衆から情報を集め、追加的な支援が有効なものになるよう努めたという 3 点を挙げ、州の役割と機能の変容を示した。

第二に、スタンダードとアセスメントに関しては、a) 全ての補助金受給州において、より質の高い、ある程度全米で共通したスタンダードの導入の必要性が認識され、それぞれの州で K-12 を通して大学やキャリアでの成功に向けた中身の充実したスタンダードが作られた、b) 教員たちはスタンダードの中身やその重要性を理解するため、共同の現場研修などを通して、模範授業・指導のビデオといったツールやリソースを作るなどして学びあった、c) 種々の研修では、それらスタンダードを教室の実践に効果的に移すための機会が確保された、d) 教員、スクールリーダーたちが開発したスタンダードに関わるリソースは公開された、e) 各州は、教員が一年中生徒の成長を確認できるよう、発達評価項目などのリソースや評価ツールを開発し、それによりスクールイヤーの終わりにある全米学力調査に向けたテスト対策に集中するよりも、批判的思考力・複雑な問題解決能力など高次の思考力を測定する事が可能となったという 5 点を指摘し、生徒の AP<sup>9</sup>プログラムの受講率と試験スコアの向上、高校卒業率の向上をその成果とした。

第三に、教育支援のためのデータシステムに関しては、a) ジョージア州、ノースカロライナ州、フロリダ州などは州や学区レベルの複数のデータシステムを統合し、子ども・保護者・教員など情報の受け手に合わせた形でリソースや情報を提供した、b) 教員が生徒のニーズを満たせるよう指導力を向上させることに資するデータや研修へのアクセスを可能にした、c) いくつかの州では補助金によって情報機器を導入できた、d) 個人を特定されない形で、生徒の成績に関する情報を蓄積するデータシステムを開発し客観的データへのアクセスを容易にしたという 4 点から、全ての州において、より情報の透明性とアカウントビリティが確保されるようになったとした。

第四に、優れた教員と管理職に関しては、a) 州・学区は教員・リーダーと協働して新しい評価と支援システムの実施と改善を行っており、それは教授と学習の改善に重要なフィードバックを提供すると同時に、効果的な教員と校長を保持し報酬を与えることにもつながっている、また、教員やリーダーは効果的な教員やリーダーに求められる能力や行動について、新しい評価システムを通してより多くの情報を獲得しており、州や学区のリーダーは校長が指導上のリーダーとして活躍できるような支援に資する新しい評価システムの導入に取り組んでいる、b) 優れた教員やリーダーに新たなキャリアを提供した、c) 各種研修によって校長は力量を向上させ、管理者としての役割から指導上のリーダーとしての役割へと重点を移した、d) 州は教員の専門性向上に向けた機会を様々な形で提供した。それら機会は、よりニーズの多い学校においても教員やリーダーを採用、保持、成長させるためにも使われているとした。

最後に、学力不振校のターン・アラウンドに関しては、a) 州・学区・教員・管理職・コミュニティの利害関係者は学力不振校の学習環境改善に向けた方策を実行するために協働し、生徒のニーズを達成するためのサービスを提供した、b) 州や学区は学力不振校の問題を特定した上で、それを解決するための目標を設定し、データシステムによってその目標達成の進捗をたどることを可能にした、c) テネシー州、ノースカロライナ州、マサチューセッツ州では、学力不振校間に教員及び学校・学区のリーダーへの支援を改善するネットワークをつくり、実際に生徒の成績を向上させたという3点を指摘し、NCLB法では学力不振校を特定し報告することが州・学区の役割であったが、RTTT政策では単なる報告にとどまらない学校の改善を促すような学区の機能開発が推進されたとしている。

報告書では、教員・校長・行政などがより迅速に、そして協働的に喫緊の課題に取り組むようになった点こそ最大の成果であるとし、今後もより良いスタンダードや授業、学校を目指して取り組んでいくことが重要だとまとめている。

## 2. RTTT 政策研究の整理

### (1) RTTT 政策に対する先行研究<sup>10</sup>

#### ① RTTT 政策を捉える上での基本的視点の提示

Joe は、各種テスト結果やデータ、実際の学校などでの動きをもとに、RTTT 政策に対して大きく以下の8つの問題点を指摘しており<sup>11</sup>、これは同政策を検討する上での視点を提示しているものとして重要であると考えられる。

その問題点を整理するならば、1) 読解と数学の成績向上のためにハイスティクス・テスト<sup>12</sup>やアカウントビリティに力点を置く計画にはNCLB法のような失敗の前例があるということ、2) チャータースクールが通常の公立学校より成果をあげているという誤った認識を生み出すということ、3) 学校内に敵対的な雰囲気を生み出し、教員—生徒関係を悪化させ、マイノリティや貧困層

の子どもといった最もニーズを抱えた生徒に最も大きな害を与えること、4) 多大な機会の犠牲を払ってまで、二つの学習成果（読解と数学）という狭い目的達成に向けて教育の目的や教職員の力を集中させていること、5) 教員の専門的地位を低下させており、それにより最も才能にあふれたやる気のある若者を教職から遠ざけているということ、6) 生徒の知的、社会的、美的、感情的な交流や発達を阻害しているということ、7) 起業精神やアメリカ経済の未来を脅かしているということ、8) 生徒が情報に基づいて意思決定をする能力を低下させており、民主主義を脅かしているということである。

ここで、上記の問題提起をより抽象化して整理するならば、アカウントビリティ政策や学校選択などの公教育における市場原理の導入に関する視点（1, 2）、教員—生徒関係や教職員集団の取り組み、教員の専門性など学校経営に関わる視点（3, 4, 5, 6）、起業精神や民主主義といったアメリカ社会の基本精神に関する視点（7, 8）というように分類することができる。RTTT 政策に関する研究が Joe の提示した視点から展開されているというわけではないが、RTTT 政策に対するこの広範な指摘は、研究上の視点を整理する上で重要なものであったといえよう。

## ② 公教育における市場原理の導入という視点から論じた研究

この分野で最も著名なのは先述した Ravitch の研究であり、NCLB 法や RTTT 政策によって推進されているテスト、アカウントビリティ、学校選択などによる公教育の民営化（privatization of public education）に対して批判的に論を展開している。

Ravitch は近年のアメリカ教育政策の動向について、大きく 2 つの動きがあると分析している<sup>13</sup>。一つは、1980 年代から始まり、2002 年以降の NCLB 法制化で連邦政策となったテストとアカウントビリティの動きである。もう一つは、半世紀にわたり棚上げされ、大きな前進をしてこなかった学校選択の動きである。そして氏は、現在これら 2 つの動きは統合され連動して機能していると捉え、NCLB 法に次ぐ RTTT 政策はその弊害を更に助長していると指摘している<sup>14</sup>。

テストとアカウントビリティ政策という側面からは、NCLB 法制下のテストが問題にしているのは読解と数学という二教科の標準テストの点数であり、それを持って「成功」を測ることはできないと指摘し、同法は知識の重要性を無視し、窮屈で機械的な極めて反知性的なものへと教育を変えたと批判した<sup>15</sup>。また、テストで得点を取らせることが学校教育の目的となり、過度のテスト対策授業の実施や読解と数学以外の軽視が起こっていること<sup>16</sup>、達成不可能な目標によって教職員が追い立てられていること<sup>17</sup>、そしてなによりアカウントビリティ政策が子どもの学業成績向上につながっていないこと<sup>18</sup>など様々な問題点を指摘し、その妥当性に疑問を提示している。RTTT 政策では、NCLB 法の「義務免除 (waiver)」によって、2013-14 年までに全ての生徒が「習熟 (proficiency)」レベルに達する代わりに、生徒の成績の伸び率を測る「付加価値 (value-added)」測定に基づいて毎年成績を向上させることが求められるようになったが、それに関しても非現実的な目標であると批判している<sup>19</sup>。

学校選択という観点からは、バウチャー制、民間経営学校、チャーター・スクールに言及し、特

に近年主流となっているチャーター・スクールに対し批判的検討を行った。チャーター・スクールは、最も困難な地域における最も成功している生徒を求めて競争しているか、希望者全てを受け入れて成績の低い子どもたちを公立学校に追い返しているという現状から、優秀な生徒がチャーター・スクールへ、より困難を抱える子どもが地域の公立学校へ振り分けられるとして、地域の公立学校の弱体化が起きていると警鐘を鳴らしている<sup>20</sup>。また、RTTT政策は、目標達成をできない公立学校像や、それに対する批判を世間に浸透させ、その解決策としてチャーター・スクールこそふさわしいという世論をつくり、民営化を進めている。同時に、この動きは、公教育への投資よりも学校選択が遥かに重要であるという論調を形づくり、バウチャー制支持の復活をも生み出そうとしている<sup>21</sup>。さらに、コモン・コア・スタンダードの導入については、これまで学区または州規模であった市場の動きを、全米共通のスタンダード基盤をつくったことにより連邦規模に拡大したとして、民営化の枠がさらに拡大したとも指摘している<sup>22</sup>。

NCLB法によって作りだされたテストとアカウントビリティの動きと学校選択の動きは、RTTT政策補助金の受給を媒介にし、各州において一層の浸透を可能にしている。Ravitchは、これら教育の民営化の動きは、全ての子どもたちに平等に教育の機会を保障しようとしてきたアメリカの公教育制度を揺るがしかねず、将来のアメリカの子どもたちの市民権を守るためには公教育制度を守る必要があるとし、学校教育改革においては生徒・保護者・教職員・校長・行政・ローカルコミュニティが協働することが欠かせないと述べている<sup>23</sup>。

### ③ 学校経営に関わる視点から論じた研究

RTTT政策に関して、実際の学校経営の視点から批判的に論じたのがHarryとKatieの研究<sup>24</sup>である。両者は校長として得た資料や学校での経験などをもとに、ニューヨーク州におけるRTTT政策とそれに基づく「年次業績評価(the Annual Professional Performance Review)」(以下、「APPR」とする)の展開が学校経営にもたらす影響について問題点を指摘している。

ニューヨークでは「ニューヨーク州教育省(the New York State Department of Education)」(以下、「NYSED」とする)の通知によって2011年以降、RTTT政策が導入された。Harryらは、ニューヨーク州におけるRTTT政策展開のカギはAPPRという教員と校長の細部にわたる評価システムであるとした。教員は、40%を生徒の成績、60%をその他の複数指標に基づいて、スコアを与えられ、その結果に応じて、「非常に効果的(Highly effective)」、「効果的(effective)」、「発展途上(developing)」、「非効果的(ineffective)」の評定をつけられることになっていた。

第一の問題点は、この評価システムは、連邦資金獲得のデッドラインに間に合わせるために、試行期間も持たれず作成・実施へと移されたということである。そのため、その妥当性と信頼性には疑問が持たれ、教員の業績に関するループリックについてもその運用は学区ごとで違うため比較しようもなく、さらに評価のための観察もやり方がまちまちになっていた。それにも関わらず、校長や教員はその運用に関わる非教育専門家の講師による研修にでなくてはならず、大きな負担を強いられる状況が続いていた。また、NYSEDがAPPRの基準に基づいた成果に固執する一方で、教員



は生徒の出席率の低さや生徒の内面的な問題、書面に現れない学習上の困難を心配するなど葛藤に陥っていたという。

第二の問題点は、州教育省が校長によるテスト採点の不正を疑い、校長をはじめとする学校側と州教育省側の間に不信を生み出したことである。州教育省はテスト得点の改ざんを防ぐ目的で、標準テスト（Regents Examinations）の採点に関する規定を作り、それによって教員の成績評価における専門的判断を阻害するような状況が生まれたとしている。

Harry らはこの他にも、教育評価において教育専門家の判断ではなく機械的な数値のみが重要視されるようになったことや、そこに政治家や民間企業が大きく関与するようになり RTTT 補助金から利益を得ていることなどを批判している。そして、NCLB 法や RTTT 政策は生徒の出席率、精神的状態、文字化されていない学習上の困難、社会経済的状态は無視している上、統計やデータ、を重視し、教員の専門的判断の重要性を弱めていると指摘した。

これらを踏まえた結論としては、RTTT 政策は、①軽率なトップダウンの指示・命令によって、混乱を生み、②教員の専門的なリーダーシップと知識を雇われのコンサルタントに代替し、③不信と懐疑の文化を生み出し、④公教育を民間の利益組織の影響下に置き、⑤テストスコアの向上を目的とした熱狂的な競争によって最も良い教育実践を犠牲にしたというものである。

Harry らと重なる指摘として、近年のアカウントビリティ政策が教員の自律性を低下させているとする見解も存在する<sup>25</sup>。Sarah は、全米教育統計センター（National Center for Education Statistics）が行った 2003 年から 2012 年までの教員の自律性に関する調査結果を根拠として、連邦と州のアカウントビリティシステムが導入されて 10 年以上経った今、教員は学校や教室での独立性が減少したように感じているとし、連邦教育政策と教員の自律性の低下を結びつけて指摘している<sup>26</sup>。

## おわりに

2009 年以降展開されてきた RTTT 政策は、NCLB 法の趣旨を引き継ぐものとして展開し、2015 年をもって一応の帰結をみた。その最終報告として政府は、RTTT の主要 6 分野のうち 5 分野（州の遂行要素、スタンダードとアセスメント、教育支援のためのデータシステム、優れた教員と管理職、学力不振校のターン・アラウンド）について、それぞれに改善点が見られていることを指摘している。一方で研究者たちは、①公教育全体レベルにおいて、共通スタンダードやアセスメント、学力不振校のターン・アラウンドによる教育の民営化の持つ問題点や、②個別学校の経営のレベルにおいて、教員評価の改革が教員の専門性や自律性を弱体化させていることを指摘している。これらの先行研究は、RTTT 政策が進めた教育改革について、公教育制度レベルもしくは学校経営レベルという、異なる次元においてどのような弊害を生じさせているかを明らかにしたという点で意義のあるものだといえよう。ここから、RTTT 政策を捉える上では、公教育全体というマクロなレベルから、個別の学校経営というミクロのレベルまで、それぞれのレベルにおいて主要 6 分野の改革がどう影響したかを検討することが有効であるということがわかる。

しかし、そのような指摘がある事自体は評価すべきではあるが、異なるレベルにおける現状の問題を検討・指摘するだけではRTTT政策の全体像を捉え、その本質を描き出すことは難しく、現実には起こっている変化を一面的に捉えるだけにとどまってしまう可能性がある。RTTT政策が、これまでのアメリカの教育改革の中でどのように位置づくものであり、これまでの改革の流れにおいてどのような意味を持つ政策であるのかという、教育改革の流れの中での考察もこの政策を捉えていく上で重要なのではないだろうか。グローバル化を背景としながら展開してきた1980年代以降の一連の教育改革は、どのようにアメリカの公教育を変容させてきたのか。政策相互の関連を捉えつつ、その中でRTTT政策が持っている位置づけを読み解くことで、現在政府が強調する成果とはアメリカの公教育においてどのような意味を持つものなのかをより明確にすることができるだろう。RTTT政策の最終報告では、成果として州・学区・学校・教員など教育に関わる各主体の関係性と役割の変容が強調されているが、それは従来のアメリカの公教育の組織・運営構造においてどのような変革をもたらすのか、その実質的な意味が問われているのではないだろうか。

[注]

- 1 合衆国憲法修正第10条の定めにより国家ではなく各州に教育権限を委譲し、また、初等・中等教育の場合、州法によって多大な権限が州から地方学区に委譲されている。
- 2 Deborah Meier & George Wood, (2004) *Many Children Left Behind: How the No Child Left Behind Act Is Damaging Our Children and Our Schools*, Boston: Beacon Press. やダイアン・ラヴィッチ (2013) 『偉大なるアメリカ公立学校の死と生—テストと学校選択がいかにか教育をだめにしてきたのか—』本図愛実監訳、協同出版 (Diane S. Ravitch, (2011) *The Death and Life of the Great American School System: How Testing and Choice Are Undermining Education*, NY: Basic Books) など。
- 3 U.S. Department of Education Washington, D.C. (2009) *Race to the Top Program Executive Summary*.
- 4 成果を出せない学校や学区に対し、州が段階的に介入すること。
- 5 U.S. Department of Education Washington, D.C. (2012) *Race to the Top Annual Performance Report*.  
第一回、第二回審査で受給した各州においては、2010-2011SY (school year) を初年度として、2011-12、2012-13、2013-14、2014-15 にわたって実施された。
- 6 James-Burdumy, S. (2015) *Usage of Policies and Practices Promoted by Race to the Top and School Improvement Grants: Executive Summary* (NCEE 2015-4017). Washington, DC: National Center for Education Evaluation and Regional Assistance, Institute of Education Sciences, U.S. Department of Education.
- 7 この他、RTTT政策が打ち出された後、オバマ政権におけるNCLB法関連の動きとしては2010年3月「ESEA再改定案 (Blueprint for Reform of the Elementary and Secondary Education

- Act)」の議会提出や 2011 年 9 月に出された「NCLB 法責務遂行免除」政策があるが、詳細については北野秋男・吉良直・大桃敏行編（2012）『アメリカ教育改革の最前線—頂点への競争—』学術出版会、62 頁を参照されたい。
- <sup>8</sup> U.S. Department of Education, Office of Elementary and Secondary Education, Office of State Support (2015) *Fundamental Change in America's Schools Under Race To the Top*, Washington, D.C..
- <sup>9</sup> アドバンスド・プレースメント (Advanced Placement) の略。大学入試委員会 (College Board) が提供するプログラムで、中等学校の生徒に大学レベルの授業をうける機会を与え、試験の結果に基づいて、大学入学後に単位を認定し、あるいは上級コースの受講許可を与えようというプログラムである。(アメリカ教育学会編『現代アメリカ教育ハンドブック』東信堂、2010 年)
- <sup>10</sup> これら研究は RTTT 政策の最終報告書 (2015 年 11 月) が出される以前のものである。
- <sup>11</sup> Joe Onosko (2011) *Race to the Top Leaves Children and Future Citizens behind: The Devastating Effects of Centralization, Standardization, and High Stakes Accountability, Democracy & Education*, v19, n2.
- <sup>12</sup> テスト結果が児童・生徒、教員、学校、学区に様々な影響を与えるテストのこと。
- <sup>13</sup> Diane S. Ravitch (2014) *Reign of Error: The Hoax of the Privatization Movement and the Danger to America's Public Schools*, NY: Vintage Books, 313.
- <sup>14</sup> 同上、314 頁。
- <sup>15</sup> ダイアン・ラヴィッチ (2013) 『偉大なるアメリカ公立学校の死と生—テストと学校選択がいかに教育をだめにしてきたのか—』本図愛実監訳、協同出版、41 頁。
- <sup>16</sup> 同上。
- <sup>17</sup> 同上、259 頁。
- <sup>18</sup> Diane S. Ravitch, 前掲(2014)、315 頁。
- <sup>19</sup> 同上。
- <sup>20</sup> ダイアン・ラヴィッチ前掲、169 頁。
- <sup>21</sup> Diane S. Ravitch, 前掲(2014)、317 頁。
- <sup>22</sup> 同上、16-17 頁。
- <sup>23</sup> 同上、325 頁。
- <sup>24</sup> Harry Leonardatos & Katie Zahedi (2014) *Accountability and "Racing to the Top" in New York State: A Report from the Front Lines, Teachers College Record*, v116, n9.
- <sup>25</sup> Sarah Sparks (December 7, 2015) *Teachers Say They Have Less Autonomy, Fed. Data Show, Education Week*.
- <sup>26</sup> ただし、確かに、課題の量に関する決定、生徒指導、生徒の評価、指導方法の選択、内容・トピック・スキルの決定、教材の選択などにおける教員の自律性に関しては減少傾向にあるが、この両者の関連については論証がなされておらず、今後詳細な検証が必要である。